

### 現状

- 養子縁組は、実親による養育が困難な子ども等の養育に法的安定性を与えることにより、子どもの健全な育成を図る重要な仕組み。養子縁組が子どもの最善の利益になると認められる場合は、積極的な支援を行うことが重要。
- 児童相談所において、児童相談所運営指針等に基づき養子縁組に関する相談支援が行われているが、更なる取組を促進するための法整備が必要。
- 同時に、就業中の者であっても養子縁組をしやすい環境の整備を図ることも必要。

### ＜イメージ＞



### 課題

- 児童相談所の業務について、養子縁組に関する相談支援が法に位置づけられていない。
- 養子縁組里親が法に位置づけられていない。
- 育児休業の対象となる子が、法律上の親子関係のある者（実子又は養子）に限られている。

### 対応

#### ＜児童福祉法関係＞

- 児童を養子とする養子縁組に関する相談支援を児童相談所の業務に位置づける。
- 養子縁組里親を法定化し、研修義務化や欠格要件、都道府県知事による名簿登録を規定。

#### ＜育児・介護休業法関係＞

- 育児・介護休業法上の育児休業等の対象に、養子縁組里親に委託された者等を加える。

## 児童家庭支援センターの機能強化

### 現状

- 児童家庭支援センターは地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術が必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行う。
- 平成26年10月現在104か所。少子化社会対策大綱では、平成31年度までに340か所を整備する目標。

### ○児童家庭支援センターの設置力所数

H 2 2	H 2 3	H 2 4	H 2 5	H 2 6	・・・	H 3 1
8 2 力所	8 7 力所	9 2 力所	9 8 力所	1 0 4 力所		3 4 0 力所

※各年10月1日現在

※目標力所数

### 課題

- 現在のところ全国的に設置数は少なく、また地域によって取組状況は様々であり、児童相談所の補完的役割を十分に果たせていない。

### 対応

- 相談・援助体制の強化を図るため、児童家庭支援センターの設置を拡大。
- 児童家庭支援センターにおける相談・援助機能の強化を図る。



# 効果的な自立支援の実施

## 現状

- 児童養護施設等では、自立に向けた生活習慣や金銭管理等を習得するための支援や、進学のための学習指導、就職するための職業指導を実施している。
- 児童養護施設や児童自立支援施設には職業指導員を配置しているところがあり、職業実習の指導や就職活動の支援を行っている。職業指導員を配置している児童養護施設は全国601カ所のうち41カ所、児童自立支援施設は全国58カ所のうち3カ所となっている。

## <イメージ>



自治体による  
研修



基幹的職員

計画作成・  
進行管理



報告・見直し



計画に基づき、  
専門的支援の提供

自立支援のための職員

<自立支援のための支援例>

- ① 社会性の習得
- ② 履歴書の書き方、面接指導
- ③ ハローワークへの同行支援
- 社会体験・就労体験を追加  
農家等での活動  
ボランティア活動への参加 等

## 課題

- 入所措置等の時点から将来の人生設計を見越した自立支援計画を策定し、定期的に点検・評価を行いながら進めることが必要。
- 施設入所児童は偏った経験をしていることが多いため、様々なことを経験できる機会の提供が必要。



## 対応

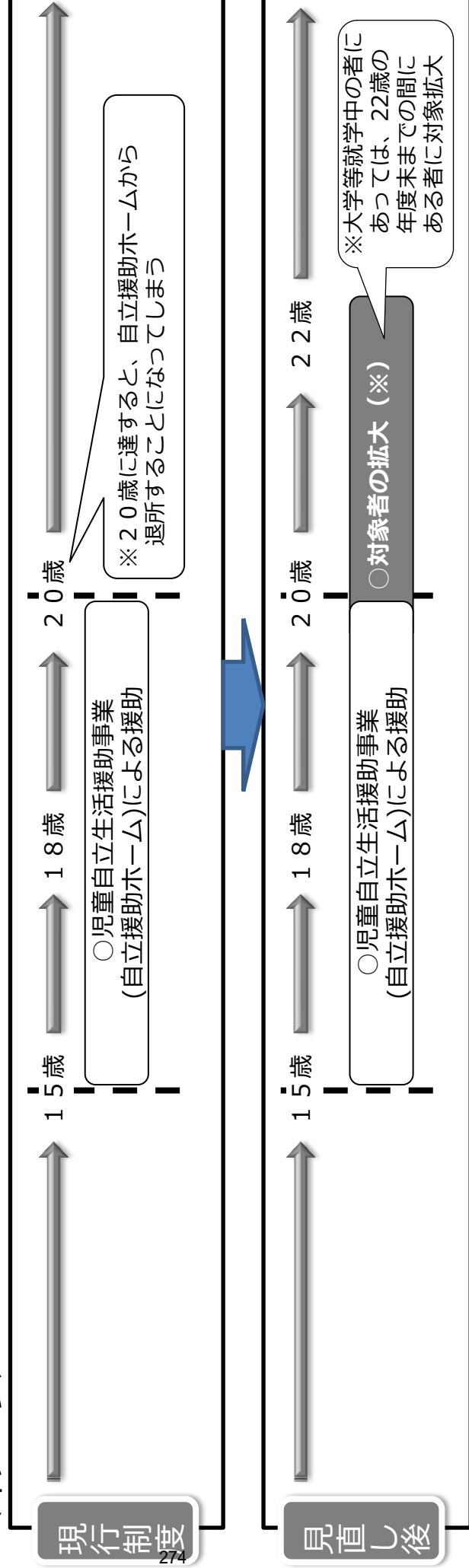
- 施設入所等児童に対する効果的な自立支援のための職員を配置すること等により、専門的支援を実施。

# 自立援助ホームの支援対象者の拡大

## 現状

- 現行児童福祉法における児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）の対象者は、義務教育を終了した児童又は児童以外の満20歳に満たない者とされている。  
※児童とは、満18歳に満たない者をいう。

<イメージ>



## 課題

- 現行の児童福祉法では、自立援助ホーム入居者が20歳に到達した時点で支援が必要ない場合でも退所することとなり、大学卒業まで継続した支援を行うことができない。

## 対応

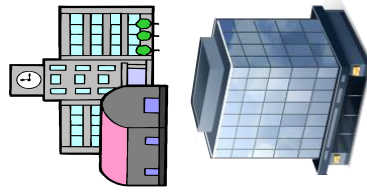
- 自立援助ホームの入居者であって大学等へ進学している場合には、自立援助ホームの対象者として22歳に達する日の属する年度の末日まで支援の対象とすることを旨とする。

# 施設退所児童等に対する支援

## 現状

- 児童養護施設等に入所している児童等は、一般と比べて大学等への進学率が低く、また、就職後も一般と比べて離職しやすい状況にある。
- 地域社会における社会的自立を促進するため、児童養護施設退所者等の生活・就業に関する相談に応じる退所児童等アフターケア事業を実施しており、平成26年度実績では23自治体で実施されている。

<イメージ>



就業・就職  
の継続



退所児童等の  
生活安定を確保

相談・支援



資金貸付



NPO等：アフターケア事業



都道府県等：自立支援資金貸付事業

## 課題

- 保護者がいない等により生活基盤が脆弱なため、やむなく離職や中途退学に追い込まれることのないよう、支援が必要。
- 施設退所者等の生活・就業に関する相談支援体制の強化が必要。

## 対応

- 児童養護施設退所者等に対して相談・支援等を行う退所児童アフターケア事業を拡大。
- 施設退所者等に家賃相当額や生活費の貸付を行うことにより安定した生活基盤を築くための自立支援資金貸付事業を創設（平成27年度補正予算で実施）。

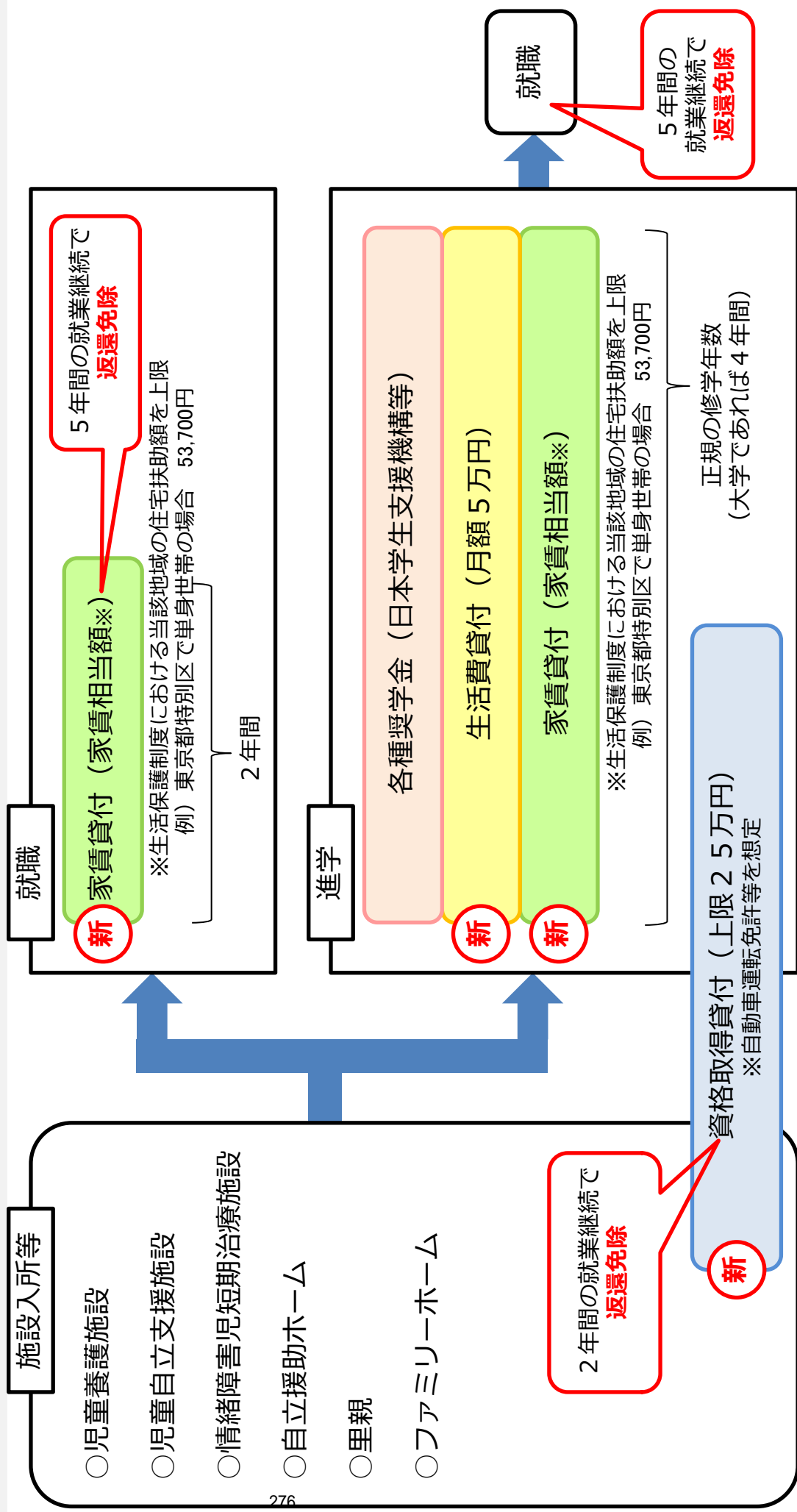


# 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金の貸付

## 自立支援

### 概要

- 児童養護施設等を退所し、就職や進学する者等の安定した生活基盤を築き、円滑な自立を実現するため、家賃相当額の貸付及び生活費の貸付を行う。
- また、児童養護施設等の入所中の子ども等を対象に、就職に必要な各種資格を取得するための経費について貸付を行う。





## 地域子供の未来応援交付金（案）

### 子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業の趣旨・概要について

#### 1 事業の目的

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づき、本年度中にほぼ全ての都道府県において子どもの貧困対策についての計画が策定されることである。地域の実情に応じた具体的な施策を講じるに当たっては、地域の住民に身近な市区町村が、当該計画を踏まえて、都道府県と連携しつつ、積極的な役割を果たすことが期待される。また、都道府県は広域調整、市区町村の後方支援、とりまとめの役割を果たすことが期待される。

一方、政府は、「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」において、「子育てが困難な状況にある家族・子供等への配慮・対策等の強化」として、貧困家庭の子供に対する学習支援や居場所づくりなどの「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」の実効性を高めるため、地方自治体を通じた支援を行うこととされている。

プロジェクトの実効性を高めるためには、各地方自治体において、子供の発達・成長段階に応じて切れ目なく「つなぎ」、教育と福祉を「つなぎ」、関係行政機関、地域の企業、NPO、自治会などを「つなぐ」地域ネットワークの形成が必要となっている。このため、子供の未来応援交付金を創設し、子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業を実施する。

#### 2 事業の規模

本事業は、地域の実情を踏まえつつ、地方自治体の体制整備を段階的に進めていく必要があることから、複数年にわたって計画的に実施するものとする。平成27年度補正予算案では国費24億円を措置し、40億円程度の事業規模を見込んでおり、補正予算成立後、速やかに執行することとする。

### 3 事業の具体的内容

次の事項について、当該交付金による支援を行う。都道府県においては、自ら策定する子供の貧困対策についての計画と照らし合わせて、管内の市区町村と調整しつつ、広域調整、後方支援、とりまとめの役割を果たすこと。また、内閣府との関係では、都道府県が窓口となること（政令指定都市を除く）。

- (1) 各自治体における、①貧困の状況にある子供や家庭の実態把握と支援ニーズの調査・分析、②支援ニーズに応えるため、地域において現存する資源量及び今後必要となる資源量の把握、③「3つのつなぎ」を実現する人材・機関（コーディネーター）の配置・設置を核とした体制整備を念頭に、支援体制の整備計画の策定を行う。補助率 3/4
  - (2) 当該計画を実現していくため、関係者間の協力関係の構築に向け、「3つのつなぎ」を実現することができる人材・機関（コーディネーター）の位置付けを含む具体的な体制整備を行う。補助率 1/2
  - (3) 上記の整備計画の策定及び体制整備を行った地方自治体が、国民運動の展開に合わせ、「子供の未来応援基金」とも適宜連動し、地域の資源を活かした先行的なモデル事業を行う。補助率 1/2
  - (4) 上記の整備計画の策定及び整備計画を行った自治体が、民間の「子供の未来応援基金」事業（子供の生きる力を育むモデル拠点事業）と地域をつなぐネットワーク事業に対する支援も実施する。補助率 1/2
- ※ 政令指定都市を除く市区町村分については、都道府県が広域調整、後方支援、とりまとめの役割を果たし、内閣府との窓口となることを踏まえて、都道府県事務費を補助する。定額

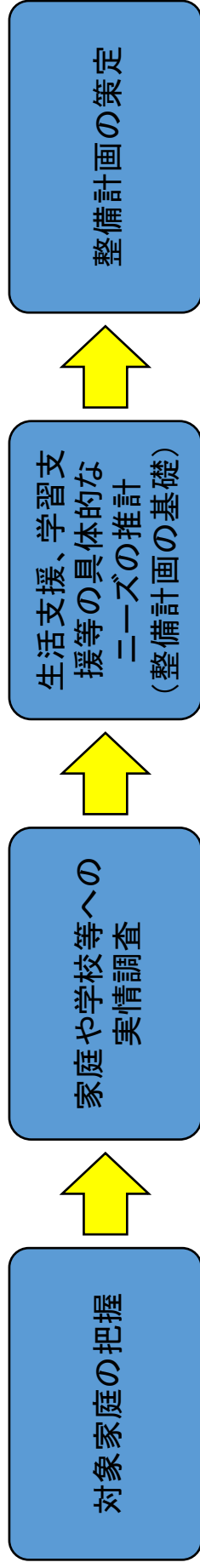


## 【子供の貧困対策における「つなぎ」の必要性と取組の工夫について】

- ・ 教育と福祉の切れ目については、保育所や幼稚園、認定こども園から小学校、小学校から中学校へ学習の状況や健康の状況等に関する情報が、引継ぎ等されるよう、学校等との連携の一層の推進が必要、小学校から中学校への進学の際の切れ目を越えた福祉による学習支援や居場所づくりの取組が十分ではない、また、高校進学後のフォローがなされていないといった課題がある。
- ・ 子供の貧困対策においては、教育と福祉を「つなぐ」ことが重要であり、関係者も意識はしてはいるが、実際にはなかなか実効性ある取組に練成されていないのが実情である。例えば、学校において把握している貧困状態にある子供の情報が、福祉部門が担当している夜の居場所における食事や学習支援に十分に活かされていない。
- ・ 学習や家庭に困難を抱えた児童・生徒に対し、教職員、スクールソーシャルワーカー、民生委員、ケースワーカー、地域の企業、草の根の支援を行うNPO等が一体となって支援するために、専門家の助けも得つつ、ネットワークを形成して支援を行う地方自治体も見られる。

# 子供の未来応援地域ネットワーク形成支援事業の基本的な進め方(典型的な例示)

## 1. 実態調査と支援体制の整備計画策定



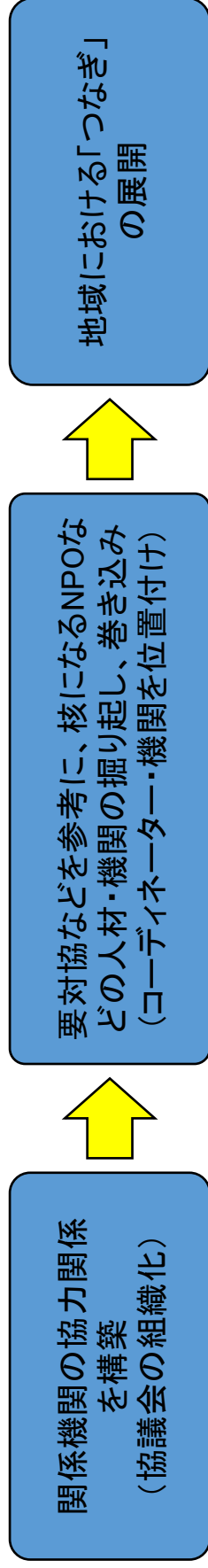
(1) まず、就学援助対象者、ひとり親家庭、生活困窮者など行政資料を活用し、対象家庭を確認、把握する。加えて、学校等へのヒアリングやアンケートなどの実情調査により、支援ニーズを把握する。例えば、当該地域において学習支援や居場所づくりを行うニーズがどの程度あるかを調査する。

具体的には、①学習習慣を習得する必要があるなど生活習慣の改善が必要な子供、②健康面など別支援へつなぐ必要がある子供、③学力はあるが、奨学金等の進学相談が必要な子供、④進学のために個別の学習支援が必要な子供などの把握、分類を行う。

(2) 個別ニーズに対応するため、地域に現存する資源や今後必要となる資源(例えば、勉強を教えるボランティア、場の提供、場における低廉な価格での食事の提供など)を数量的に把握する。

(3) 関係行政機関、地域のNPO、企業、自治会等の連携・協働を念頭に、支援体制の整備計画の策定を行う。

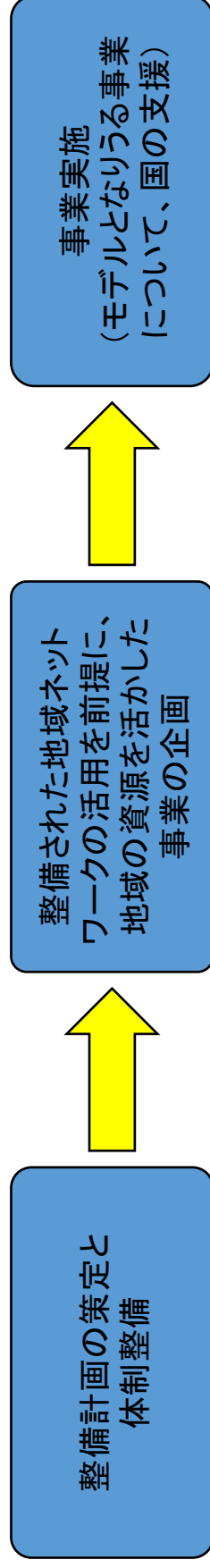
## 2. コーディネーターの位置付けを含む具体的な体制整備



- (1) 学習支援と居場所づくりなどを念頭に、整備計画に基づき、「3つのつなぎ」を実現するため、まずは地域の関係機関の協力関係を構築（協議会の組織化）を行う。その際、教育委員会等教育部門と子育て支援課等福祉部門の両者が加わるようにし、片方だけの組織とならないよう留意すること。
- (2) 要保護児童対策地域協議体などを参考に、支援の核となる地域の自治会、町内会、商工会議所（商店街）、企業、NPOなどを掘り起し、協議会に巻き込む。教育・福祉双方に通じた人材・機関を核として、例えば学習支援と居場所づくりに必要な協力体制を整備する。
- (3) 地域における「つなぎ」の展開を行っていく。例えば、学習支援や居場所づくりに必要な、ヒト・モノ・カネの集約を図る。

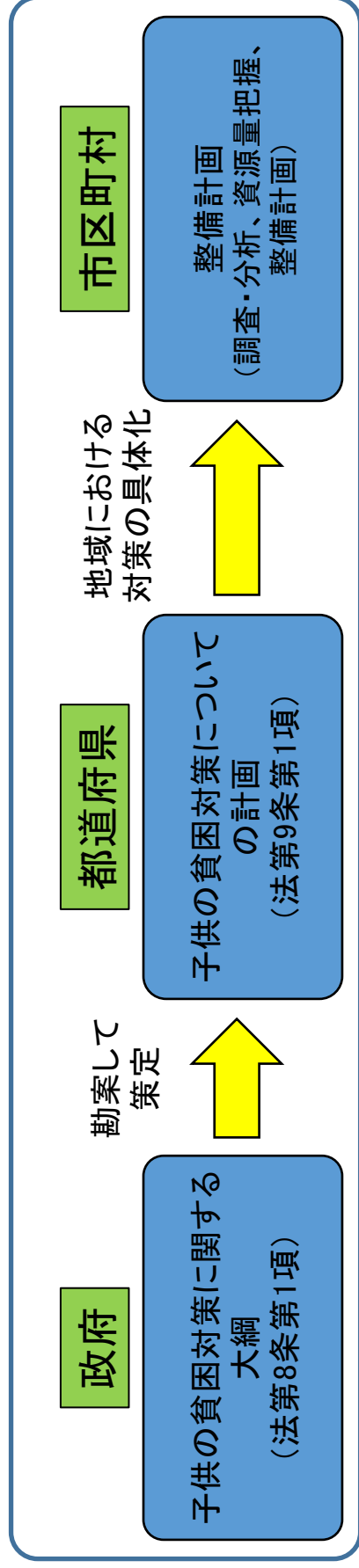
※ 並行して、積極的な広報・啓発活動等によって住民の幅広い理解と協力を得ることに努める。

### 3. 地方自治体独自の先行的なモデル事業



- (1) 国が支援を行うモデル事業については、実態調査等に基づく整備計画とコーディネーター・機関の位置付けを含む体制整備を前提とした、地域の資源(担い手になる地域の企業、NPO、自治会等)を活かし、地域の力(ヒト・モノ・カネ)を集約した事業であることが前提。
  - (2) モデル事業の標準型は各地域レベルでの取組、中核型は比較的広範囲(広域圏レベル)での取組を想定しているが、企画に合わせて選択するものとする。補助事業終了後の在り方については各自治体において検討すること。
  - (3) 地域の力を集約するためには、子供の未来応援国民運動について、それぞれの地域で周知していくことが有効。
  - (4) モデル事業については、先行性や汎用性を要件としているが、全く類例のない先端的な取組を求めるものではなく、例えば学習支援と居場所づくりを組み合わせた事業など、ひと工夫のある取組を想定している。また、実施場所については、有効な場所を広く検討していただきたい。
- ※ 例えば、高齢者デイサービスセンターは、利用者が夕方帰宅することでワイルドステイを実施するこ  
房・浴室や車両を活用し、ひとり親家庭等の児童を送迎付きでドワイルドステイを実施するこ  
となどが考えられる。

## 子供の貧困対策の推進に関する法律



対象の市区町村は人口規模を問わない。

市区町村は、都道府県計画を踏まえ、当該地域において優先的に実施すべき対策のために、どのような体制を整備する必要があるか、「3つのつなぎ」を実現できるコーディネーター・機関の整備を念頭に、計画を策定する。都道府県計画の全てについて総合的に対策を盛り込んだものとする必要はない。また、計画の策定のために必要な範囲で、調査・分析、現存する資源量及び今後必要となる資源量の把握を行う。

※ 例えば、当該地域において、学習支援や居場所づくりを行うために、どのような支援体制を整備する必要があるか、といった観点から調査・分析、資源量の把握を行った上で、整備計画の策定を行う。

# 平成28年度（予算案）厚生労働省 主な子供の貧困対策関連施策（新規・拡充）

## 1. 子供の学習支援を行い、貧困の連鎖を防止する

赤字：新規事項 青字：拡充事項

- 生活保護世帯の子供を含む生活困窮世帯の子供への学習支援（拡充）  
生活困窮世帯の子供を支援するため、学習支援事業について高校中退防止等及び家庭訪問の取組みを強化する。【生活困窮者等に対する自立支援策400億円の内数】
- ひとり親家庭の子どもの生活・学習支援事業（居場所づくり）（新規）  
放課後児童クラブ等の終了後に、ひとり親家庭の子どもの生活習慣の習得・学習支援や食事の提供等を行うことが可能な居場所づくりを実施する。【母子家庭等対策総合支援事業112億円の内数】
- ひとり親家庭の高等学校卒業程度認定試験の合格支援（拡充）  
ひとり親家庭の子供に対し高等学校卒業程度認定試験合格のための講座終了時及び試験合格時に講座受講費用の一部を支給する。【母子家庭等対策総合支援事業112億円の内数】

## 2. 社会的孤立化を防ぎ、必要な支援を提供する

- 支援が必要な児童等の予防・早期発見に向けた取組強化（拡充）  
妊娠前から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援や児童相談所の相談機能強化等により、支援が必要な児童を早期に発見する取組を進める。【母子保健医療対策等総合支援事業153億円の内数】  
【児童虐待・DV対策等総合支援事業73億円の内数】
- 児童養護施設等の体制整備（拡充）  
児童養護施設等における家庭的養護の推進を図るため、小規模グループケア等の実施の推進や里親支援専門相談員の配置の促進を図る。【児童入所施設措置費等1,140億円の内数】
- 児童養護施設等退所児童等へのアフターケアの充実（拡充）  
退所児童等アフターケア事業及び就業支援事業の箇所数の増を図るとともに、退所後の自立支援のあり方について検討し必要な措置を講ずる。【児童虐待・DV対策等総合支援事業73億円の内数】

## 3. 保護者の就労支援や経済的支援により、生活の安定を図る

- ひとり親家庭等の生活・学習支援の実施（親の学び直し支援）（新規）  
ひとり親家庭の親を対象にして、フアイナショナルプランナー等の専門家を活用した家計管理等の講習会の実施、高等学校卒業程度認定試験の合格支援などの学習支援、ひとり親家庭同士のネットワークづくり等を行う。【母子家庭等対策総合支援事業112億円の内数】
- ひとり親家庭等日常生活支援事業の充実（拡充）  
安心して子育てをしながら働くことができる環境を整備するため、利用条件を緩和し、未就学児のいるひとり親家庭が、就業上の理由により帰宅時間が遅くなる場合に定期的に利用することも可能とする。【母子家庭等対策総合支援事業112億円の内数】
- 待機児童解消等の推進などに向けた取組（拡充）  
「待機児童解消加速化プラン」に基づく保育所の整備などによる受入児童数の拡大を図る。【保育所等整備交付金534億円、保育対策総合支援事業費補助金390億円の内数】
- 児童扶養手当の支給（拡充）  
ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、第2子加算額を現行の5,000円から最大10,000円へ、第3子以降加算額を現行の3,000円から最大6,000円へそれぞれ増額する。【児童扶養手当（国庫負担分）1746億円】



# 平成28年度（予算案）厚生労働省 主な子供の貧困対策関連施策

## 教育の支援

赤字：新規事項 青字：拡充事項

○生活困窮世帯等への学習支援

- 生活保護世帯の子供を含む生活困窮世帯の子供への学習支援
- 児童養護施設等で暮らす子供への学習支援
- ひとり親家庭の子どもの生活・学習支援事業（居場所づくり）

- 【生活困窮者等に対する自立支援策400億円の内数】
- 【児童入所施設措置費等1,140億円の内数】
- 【母子家庭等対策総合支援事業112億円の内数】

## 生活の支援

○保護者の生活支援（保護者の自立支援、保育等の確保）

- ひとり親家庭に対する総合的な支援
- ひとり親家庭等の生活・学習支援の実施（親の学び直し支援）
- ひとり親家庭等日常生活支援事業の充実
- 生活困窮者自立支援制度等
- 待機児童解消等の推進などに向けた取組

- 【母子家庭等対策総合支援事業112億円の内数】
- 【母子家庭等対策総合支援事業112億円の内数】
- 【母子家庭等対策総合支援事業112億円の内数】
- 【生活困窮者等に対する自立支援策400億円の内数】
- 【保育所等整備交付金534億円、保育対策総合支援事業390億円の内数】

○子供の生活支援（児童養護施設等の退所児童等の支援、子供の居場所づくりに関する支援）

- 児童養護施設等の退所児童等へのアフターケアの充実
- （再掲）待機児童解消等の推進などに向けた取組

- 【児童虐待・DV対策等総合支援事業73億円の内数】

○支援する人員の確保等（社会的養護施設の体制整備、児童相談所の相談機能強化）

- 児童養護施設等の体制整備
- 児童相談所の相談機能強化等

- 【児童入所施設措置費等1,140億円の内数】
- 【児童虐待・DV対策等総合支援事業73億円の内数】

○その他の生活支援（妊娠期からの切れ目ない支援等）

- 妊娠・出産包括支援事業

- 【母子保健医療対策総合支援事業185億円の内数】



# 平成28年度（予算案）厚生労働省 主な子供の貧困対策関連施策

## 保護者に対する就労の支援

赤字：新規事項 青字：拡充事項

### ○親の就労支援

- ひとり親家庭の親に対する就業支援
- 相談窓口のワンストップ化の推進
- 生活困窮者自立支援制度及び生活保護受給者に対する就労支援

【母子家庭等対策総合支援事業112億円の内数】

【母子家庭等対策総合支援事業112億円の内数】

【生活困窮者等に対する自立支援策400億円の内数】

### ○親の学び直しの支援

- （ひとり親家庭）高等職業訓練促進給付金の支給
- （ひとり親家庭）高等学校卒業程度認定試験の合格支援

【母子家庭等対策総合支援事業112億円の内数】

【母子家庭等対策総合支援事業112億円の内数】

### ○就労機会の確保

- （ひとり親家庭）在宅就業の推進

【母子家庭等対策総合支援事業112億円の内数】

## 経済的支援・調査研究

### ○児童扶養手当の公的年金との併給調整に関する見直し

- 児童扶養手当の支給

【児童扶養手当（国庫負担分） 1746億円】

### ○母子父子寡婦福祉資金付金の利率の見直し

- 母子父子寡婦福祉資金の貸付

【母子父子寡婦福祉資金貸付金38億円】

### ○ひとり親家庭の支援施策についての調査・研究

- ひとり親家庭支援施策等についての調査研究

【保健福祉調査委託費（本省費） 0.8億円】

### ○養育費の確保に関する支援

- 養育費及び面会交流に関する相談支援の実施

【養育費及び面会交流に関する事業1.3億円】

## 生活の支援

赤字：新規事項 青字：拡充事項

○子供の生活支援（生活困窮世帯等の子供への支援、児童養護施設等の退所児童等の支援）

- 生活困窮世帯の子どもに対する教育支援資金（生活福祉資金）の拡充【25億円】  
生活困窮者世帯の子どもが経済的理由により学習意欲や向上心を失うことがないよう、現行の教育支援資金（生活福祉資金）の貸付上限額の引上げなどの拡充を図る。
- 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金の貸付【67億円】  
児童養護施設等を退所し、就職や進学する者等の生活基盤を築き、自立を実現するため、家賃相当額及び生活費の貸付を行う。  
また、児童養護施設等の入所中の子ども等を対象に、就職に必要な各種資格を取得するための経費の貸付を行う。

## 保護者に対する就労の支援

○親の学び直しの支援

- ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業【85億円】  
高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親の家庭の親に対し、入学準備金・就職準備金を貸し付け、これらの者の修学を容易にすることにより、資格取得を促進し自立の促進を図る。

# ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業

【平成27年度補正予算案：84.7億円】

## 【目的】

高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し入学準備金・就職準備金を貸し付け、これらの者の修学を容易にすることにより、資格取得を促進し、自立の促進を図ることを目的とする。

## 【貸付対象者】

ひとり親家庭の親であり、高等職業訓練促進給付金の支給対象。

## 【貸付額】

- 養成機関への入学時に、入学準備金として50万円を貸付。
- 養成機関を修了し、かつ、資格を取得した場合に、就職準備金として20万円を貸付。

※ 無利子（保証人がいない場合は有利子）

## 【貸付金の返還免除】

貸付を受けた者が、養成機関卒業から1年以内に資格を活かして就職し、貸付を受けた都道府県又は指定都市の区域内等において、5年間その職に従事したときは、貸付金の返還を免除する。

## 【貸付事業の実施主体】

- ① 都道府県又は指定都市（都道府県又は指定都市が適当と認めた者への委託も可能）
- ② 都道府県又は指定都市が適当と認める社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人などの民間法人（都道府県等が貸付に当たって必要な指導・助言を行う場合に限る。）

## 【補助率】

- ① の場合 9／10（国9／10、都道府県又は指定都市1／10）
- ② の場合 定額（9／10相当）※都道府県又は指定都市は、貸付実績に応じて1／10相当を負担。

# ひとり親家庭等自立支援関係の平成28年度予算案 (厚生労働省関係)

## 3,337億円 (3,171億円)

### 支援につながる

- 母子家庭等対策総合支援事業 112億円の内数
  - ・ ひとり親家庭への総合的な支援のための相談窓口の強化事業の推進【拡充】
- 子供の貧困対策に資する調査研究等事業の推進 77百万円
- 配偶者からの暴力(DV)防止など、婦人保護事業の推進 96億円の内数
- 母子家庭等自立支援対策費 65百万円
- ひとり親家庭等自立促進基盤事業の推進 9百万円
- 在宅就業に関する情報提供 12百万円

### 生活を応援

- 母子家庭等対策総合支援事業 112億円の内数
  - ・ 子どもの生活・学習支援事業(居場所づくり)【新規】
  - ・ 母子家庭等就業・自立支援事業の推進【拡充】
  - ・ ひとり親家庭等日常生活支援事業の充実【拡充】
- 児童扶養手当の機能の拡充 1,746億円
- 養育費相談支援センター事業の推進 55百万円
- 母子父子寡婦福祉資金貸付金の見直し 38億円

### 学びを応援

- 生活困窮世帯等の子どもの学習支援事業の充実・強化【一部新規】 33億円の内数
- 母子家庭等対策総合支援事業 112億円の内数
  - ・ 高等学校卒業程度認定試験合格支援事業の推進【拡充】
  - ・ ひとり親家庭等の生活・学習支援の実施(親の学び直し支援)【新規】

### 仕事を応援

- 母子家庭等対策総合支援事業 112億円の内数
  - ・ 高等職業訓練促進給付金の充実
  - ・ 自立支援教育訓練給付金の充実
  - ・ 母子家庭等就業・自立支援事業の推進(再掲)
  - ・ 母子・父子自立支援プログラム策定事業の充実【拡充】
- 生活保護受給者等就労自立促進事業の推進 62億円の内数
- マザーズハローワーク事業の推進【拡充】 32億円の内数
- トライアル雇用奨励金の活用 41億円の内数
- 特定求職者雇用開発助成金の活用 812億円の内数
- キャリアアップ助成金の活用【拡充】 310億円の内数
- 母子家庭の母等に対する職業訓練の実施【拡充】 35億円の内数
  - ・ 託児サービスを付加した職業訓練、準備講習付き職業訓練の実施
  - ・ 母子家庭の母等の特性に応じた訓練コースの実施
  - ・ ジョブ・カードを活用した雇用型訓練の実施
- 公的職業訓練におけるe-ラーニング手法の導入に向けた調査検証事業【新規】 68百万円の内数

### 住まいを応援

- 生活困窮者に対する住居確保給付金の支給 17億円の内数

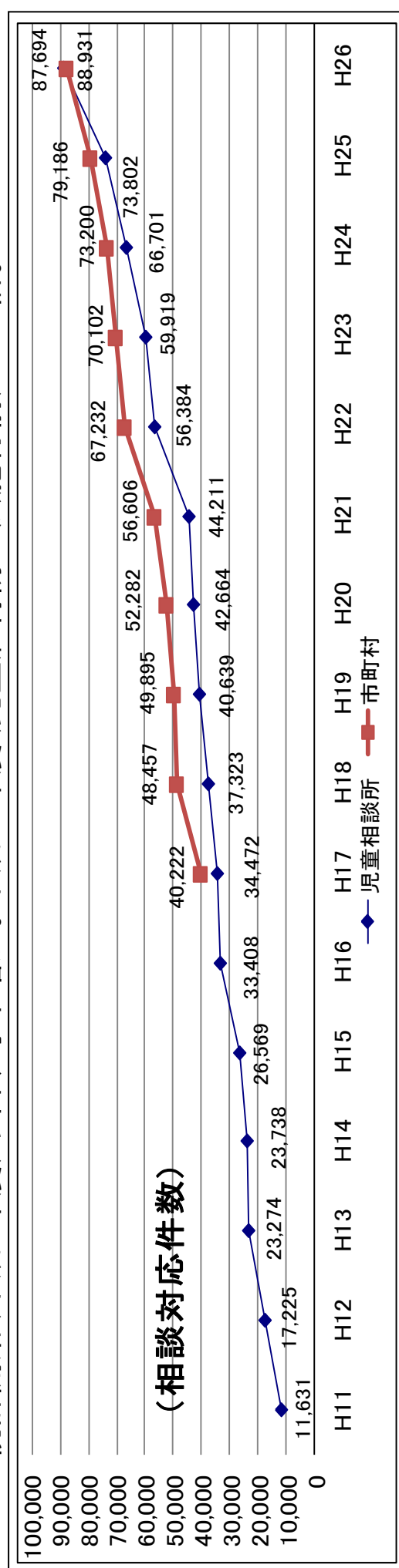
(参考)「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト」  
※内閣府HP

<http://www8.cao.go.jp/kodomonohinkon/kaigi/>

## 【児童虐待の現状】

### ◎児童虐待相談対応件数について

- 平成26年度の全国の児童相談所での児童虐待相談対応件数は88,931件。
- 統計開始（平成2年度）以降、毎年増加。平成11年度（児童虐待防止法施行前）の7.6倍。



### ◎児童虐待による死亡事例及び児童数の推移について

- 依然として死亡事例が発生（平成25年度心中以外 36例・36人）

資料 3 4

例数	第1次報告		第2次報告		第3次報告		第4次報告		第5次報告		第6次報告		第7次報告		第8次報告		第9次報告		第10次報告		第11次報告										
	心中	以外	心中	以外	心中	以外	心中	以外	心中	以外	心中	以外	心中	以外	心中	以外	心中	以外	心中	以外	心中	以外									
24	-	24	48	5	53	19	70	52	48	100	73	42	115	64	43	107	47	30	77	45	37	82	56	29	85	49	29	78	36	27	63
25	-	25	50	8	58	56	86	61	65	126	78	64	142	67	61	128	49	39	88	51	47	98	58	41	99	51	39	36	33	69	



# 【児童虐待防止対策の強化】～児童相談所の体制強化等にかかる平成28年度予算案等における主な対応～

【平成28年度予算案における主な関連事業】※（ ）内は平成27年度当初予算額

- ・ 児童虐待・DV対策等総合支援事業 73億円（ 47億円）
- ・ 次世代育成支援対策施設整備交付金 57億円（ 57億円）
- ・ 児童入所施設措置費等 1,140億円（ 1,076億円）

## 児童相談所の体制強化・専門性の向上、市町村の体制強化

- 児童相談所の法的機能の強化** [児童虐待・DV対策等総合支援事業]  
児童相談所が弁護士へ相談できる回数を増やすなど、日常的に法的支援を受けられる体制を強化(週1回→3回)
- 児童相談所・市町村における安全確認体制の強化** [児童虐待・DV対策等総合支援事業]  
児童相談所及び市町村における安全確認対応職員(補助職員)の配置の充実(児童相談所:2名→3名、市町村:1名→2名)
- 市町村と医療機関の連携強化** [児童虐待・DV対策等総合支援事業]  
医学的判断・治療が必要なケースについて、児童相談所に加え、市町村でも医療機関からの専門的技術的助言を受けることができるようにする。
- 児童相談所の環境改善** [児童虐待・DV対策等総合支援事業]  
児童相談所において、子どもの心理的な負担に配慮した面談を実施できるよう設備の改善を推進

※児童相談所の職員については、交付税において増員要望を行っている。

## 一時保護所等の体制強化・環境の改善

- 一時保護所におけるきめ細かいケアの推進** [児童虐待・DV対策等総合支援事業]  
個々の子どもの心身の問題に配慮して、丁寧かつ専門的ケアを行う者を配置
  - 一時保護所の整備の推進** [次世代育成支援対策施設整備交付金]  
一時保護所の定員増に資する整備への財政支援の強化(交付額算定上の特例による交付額の引き上げ)
  - 児童養護施設等における一時保護児童の受入体制の充実** [児童入所施設措置費等]  
一定数の一時保護委託児童を受け入れることができる専用の居室等を設けている施設に対して、受入経費を加算
  - 里親への一時保護委託手当の改善** [児童入所施設措置費等]  
里親に一時保護委託した際の手当をこれまでの日額2,360円から4,040円に改善
- ＜平成27年度補正予算における対応＞
- 一時保護された子どもの処遇向上のための環境整備** [次世代育成支援対策施設整備交付金:12億円]  
一時保護所及び一時保護委託先となる児童養護施設等において、子どもの個別的ケアを行うための環境改善等を推進

# 児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業

平成27年度補正予算案：67.4億円

## 【目的】

児童養護施設や自立援助ホーム等を退所した者であって就職した者又は大学等へ進学した者のうち、保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難な状況にある者又はそれが見込まれる者に対して、家賃相当額の貸付や生活費の貸付を行うことで安定した生活基盤を築き、これらの者の円滑な自立を支援することを目的とする。

また、児童養護施設や自立援助ホーム等に入所中の者等に対して、就職に必要な各種資格を取得するために必要となる費用の貸付を行うことで、これらの者の円滑な自立を支援することを目的とする。

## 【貸付対象者及び貸付額等】

①就職者：就職により児童養護施設等を退所した者等であって、保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難又はそれが見込まれる者。

【貸付額：家賃貸付として家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限）】

【貸付期間：2年】

②進学者：大学等への進学により児童養護施設等を退所した者等であって保護者がいない又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難又はそれが見込まれる者。

【貸付額：家賃貸付として家賃相当額（生活保護制度における当該地域の住宅扶助額を上限）、生活費貸付として月額5万円】

【貸付期間：正規修学年数】

③資格取得希望者：児童養護施設等に入所中の者等であって、就職に必要な各種資格を取得することを希望する者。

【貸付額：資格取得貸付として実費（上限25万円）】

## 【貸付金の返還免除】

一定の条件（家賃貸付及び生活費貸付は5年間の就業継続、資格取得貸付は2年間の就業継続）を満たした場合には返還免除

## 【貸付事業の実施主体】

①都道府県（都道府県が適当と認めた者への委託も可能）

②都道府県が適当と認める社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人などの民間法人（都道府県が貸付に当たって必要な指導・助言を行う場合に限る。）

## 【補助率】

①の場合 9/10（国9/10、都道府県1/10）

②の場合 定額（9/10相当）※都道府県は、貸付実績に応じて1/10相当を負担